

教育分野における移動の足の確保のあり方に関する調査 説明書

以下のとおり、教育分野における移動の足の確保のあり方に関する調査委託に係る企画提案書の提出を招請します。

応募される方は、下記事項に留意のうえ応募して下さい。

1. 業務名

教育分野における移動の足の確保のあり方に関する調査

2. 業務の概要

地域交通は、人口減少・少子高齢化の進展に伴う利用者の減少等の影響により厳しい状況にある。一方で、地域住民の移動手段に関する不安は高まっているとともに、高齢者による運転免許証の自主返納も進みつつあるなか、学生を含めて自家用車を自ら運転できない移動制約者の移動手段としての地域交通の重要性は増大している。このように、地域交通の維持・改善は喫緊の課題となっており、その維持・改善に向けては、交通分野だけでなく、教育、介護・福祉、医療などの各分野の関係者が連携して取り組むことが重要となっている。

このうち、教育分野に関しては、スクールバスの有効活用や他の輸送手段も含めた地域全体での効率的な運行の重要性が指摘されているほか、部活動の地域展開等の取組を推進するに当たって、活動場所が所属する中学校等以外となる場合等における生徒の移動手段の確保が課題として指摘されるなど、様々な場面において交通に関連する課題が生じている。

また、東北地方は、面積が広範な自治体や過疎地域が多い、冬期間の降雪による移動制約などの事情があり、教育分野における移動の足の確保のための方策を検討するに際しても、こうした東北地方特有の事情に応じた対応策を検討する必要がある。

こうしたことを背景に、本調査は、教育分野における移動の足の確保のあり方について、東北地方特有の課題も踏まえつつ検討するために行うものである。

3. 業務の内容

(1) 調査テーマの設定

教育分野における移動の足の確保のあり方に関して調査を行うこととし、調査対象とする具体的なテーマについて提案すること。

(2) 既存の制度・資料等、全国の取組事例の整理

設定したテーマに関連する既存の制度や調査資料等のほか、全国の取組事例を整理することとし、具体的な調査手法及び内容等を提案すること。

(3) 自治体（県・市町村）に対する調査

教育分野における移動の足の確保に関する取組状況、課題等に関するアンケート、ヒアリング等による調査を行うこととし、調査対象とする自治体数、具体的な調査手法及

び内容等について、提案すること。

(4) 有識者へのヒアリング

教育分野における移動の足の確保に関する有識者に対してヒアリングを実施することとし、具体的な調査内容等について、提案すること。

(5) 東北管内での課題の検討及び整理

(2)～(4)の結果及び東北地方特有の事情(面積が広範な自治体や過疎地域が多い、冬期間の降雪による移動制約等)を踏まえ、教育分野における移動の足の確保に関する課題を検討、整理する。

(6) 教育分野における移動手段の確保に関する取組方針、課題に応じた対応パターン等の検討及び整理

(5)の結果、明らかになった課題に対応する方針、課題に応じた対応パターンについて、(2)～(4)の結果も踏まえ、検討し、整理する。

(7) 報告書等の作成

(2)～(6)の結果を踏まえ、成果物(既存の制度・調査資料等、教育分野における移動の足の確保に関する実態や取組事例、課題、取組方針、課題に応じた対応パターン等)をとりまとめた調査報告書、教育分野における移動の足の確保に関する取組について対外的に説明する際に使用する概要パンフレット)を取りまとめる。

(8) その他

事業を円滑かつ効率的に進めるため、国土交通省東北運輸局の監督職員と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとする。なお、作業の方針、内容等につき疑義が生じた場合は、その都度国土交通省東北運輸局の監督職員と十分に協議の上対応するものとする。また、国土交通省東北運輸局の監督職員は、本業務の実施期間中、必要に応じて業務実施状況について報告を求めることができる。

なお、次の内容を含む提案については高く評価する。

- 教育分野における移動の足の確保に関する既存制度や調査資料等や全国の取組事例の収集、整理の手法が具体的なもの
- 自治体に対する調査手法及び内容、有識者へのヒアリング内容が具体的なもの

(9) 履行期限

令和9年3月12日(金)

(10) 成果物の提出

実施した業務の内容について、評価・考察(成果のまとめ、教育分野における移動の足の確保に関する実態や取組事例、課題、取組方針、課題に応じた対応パターン等)を盛り込んだ成果物を以下のとおり作成すること。

- ① 調査報告書は、PowerPoint、Word 若しくは Excel 形式など東北運輸局において二次利用可能な形式にて、日本産業規格A4判とする。
- ② 上記①の内容を取りまとめた概要版リーフレット(今後対外的な説明資料として東北運輸局において使用するもの)。形式は①と同様とする。
- ③ 上記①②の電子データ(CD又はDVD) 2枚

4. 企画提案書に盛り込む内容

- (1) 業務内容に関する具体的な企画案（項目、方法等）
 - (2) 業務実施体制、作業工程
 - (3) 企画競争参加者の概要等
 - ・企画競争参加者の概要
 - ・担当者の氏名及び連絡先
 - (4) 参考見積（概算・消費税含む）
 - (5) 再委託に関すること
 - ・再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、再委託する業務範囲を記載すること。なお、契約後再委託を行う際には、予め東北運輸局の承諾を得る必要があるので留意すること。
- ※東北運輸局の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②をいう。
- ①「業務の全部を一括」して又は「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）は、再委託を行うことはできない。
 - ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務は、再委託に際し、東北運輸局の承諾を要する。
 - ③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型作成、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）は、再委託に際し、東北運輸局の承諾を要さない。ただし、保有個人情報、個人番号、特定個人情報及び行政機関非識別加工情報を扱う業務はこの限りではない。
- (6) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）に係る資格審査結果通知書の写し（共同して提案を行う者についても提出のこと）

5. 企画提案書の提出等

- (1) 提出期限 令和8年6月15日（月） 17時00分 必着
- (2) 提出方法、部数
原則として（3）の担当あて電子メールにより提出すること。
- (3) 提出先・問合せ窓口
東北運輸局交通政策部交通企画課（担当：庄司、安瀬、富永、関谷）
〒983-8537 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1
仙台第四合同庁舎 3階
電話：022-791-7507
E-mail：tht-touhoku6-koutsukikaku@gxb.mlit.go.jp
- (4) 質問を受け付けない項目
 - ① 他の応募者からの企画提案書提出に関すること
 - ② 積算に関すること
 - ③ 評価基準の配点に関すること

6. 企画競争実施に際しての留意事項

- (1) 評価は、別紙1のとおり行います。
- (2) 書類等の作成に用いる言語、通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 本業務の参考規模は、700万円（消費税及び地方消費税相当額10%を含む）を上限とします。
- (4) 提出された企画提案書の内容について、必要に応じてヒアリングを行うことがある。
- (5) 企画提案書を提出したもののうち企画提案書を特定しなかった応募者に対しては、当該企画提案書を特定しなかった旨及び非特定理由を書面により通知する。
- (6) 採用した企画提案書は、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提出された企画提案書が全て特定するに至らない場合若しくは企画提案書の提出がなかった場合は、中止またはその他の方法によることとする。
- (8) 提出期限までに提出されなかった提案書はいかなる理由をもっても特定されない。
- (9) 特定しなかった提案書は原則返却する（なお返却を希望しない場合はその旨を申し出ること）。
- (10) 提出した「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表」について、認定の取消しなどによって提出した内容と異なる状況となった場合には速やかに申し出ること。
- (11) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、採用通知後速やかに公表し少なくとも契約締結日までの間は公表する。
 - ① 採用した企画提案書を提出した企業等の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ② 企業毎、評価項目毎の評価得点及び合計点
- (12) 事業者特定後、特定事業者には情報を適切に管理するために「情報取扱者名簿」及び「情報管理体制図」の提出を求める。その際、特定事業者には情報管理責任者・情報管理取扱者・情報従事者・再委託先等について所属部署・役職指名等の情報を求めることとする。書式や詳細については別紙2のとおりとする。
- (13) 概算予算額に含まれる消費税額は、公示日時点の消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく税率によるものとする。なお、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。
- (14) その他事業実施に関し必要な事項等は協議により決定する。また、協議により当局の指示があった場合にはその指示に従い作業を進めるとともに、東北運輸局は作業期間中、いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
- (15) 契約履行に伴い生じた制作物の著作権は、東北運輸局に帰属するものとする。
- (16) 談合等不正行為があった場合の違約金等については、以下のとおりとする。
 - ① 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、東北運輸局の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として東北運輸局の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この事業の契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、受注者(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- ② 受注者が前項の違約金を東北運輸局の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を東北運輸局に支払わなければならない。
- (17)「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

企画提案者評価基準

提案書は、次に掲げる事項により評価、特定する。

1. 提案書を特定する評価項目と基準

- (1) 業務内容の理解度：調査目的、業務内容について十分に理解していること。
- (2) 提案内容の具体性：提案内容が具体性、妥当性、実現可能性を伴い優れていること。
- (3) 提案内容の独創性：独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
- (4) 業務遂行の確実性：実施体制等（人員と各自の資格、経験、手持ち業務量等を明記）、実施スケジュール等の業務環境が提案内容を安定的に遂行できるものであること。

2. 企画提案者の「ワーク・ライフ・バランスと推進する企業」の評価項目関係

以下の法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業をワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として評価加点対象とする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定
- (2) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づく認定
- (3) 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。）に基づく認定
- (4) 女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定した企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）
- (5) 次世代法第12条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を令和7年4月1日以降に策定又は変更した企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）

※ 外国法人については、「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」（平成28年9月26日内閣府男女共同参画局長決定）。（以下「外国法人取扱要綱」という。）に基づく上記の認定等に相当すると確認された企業を、ワーク・ライフ・バランス等推進企業に準ずる企業として、評価対象とする。

3. 特定方法

- (1) 企画競争委員会の委員が、企画提案内容を評価するために、上記1. (1) から (5) の各評価項目について1点から5点までの5段階評価を付す。
- (2) ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業については、別表による加点を行い、これを企画提案書の合計点とする。
- (3) 各委員の採点の合計点が委員数×20点の60%以上で、かつ、上記(2)を加点した合

計点が最も高い企画提案書を特定する。

(4) 合計点の最も高い企画提案書が複数ある場合には、そのうちから委員長が特定する。

(別表)

<ワーク・ライフ・バランス等推進企業に係る配点表>

評価項目	認定等の区分 ※1		総合評価落札方式等 [単位：%] (総配点に占める割合)		
			評価の相対的な 重要度等に応じて配点		
ワーク・ライフ・ バランス等の推進 に関する指標	女性活躍推進法に基 づく認定（えるぼし 認定企業・プラチナ えるぼし認定企業） 等	プラチナ えるぼし ※2	最大5%	5	
		えるぼし 3段階目 ※3		4	
		えるぼし 2段階目 ※3		3	
		えるぼし 1段階目 ※3		2	
		行動計画 ※4		1	
		次世代法に基づく 認定（くるみん認 定企業・トライく るみん認定企業・ プラチナくるみん 認定企業）等		プラチナ くるみん ※5	5
				くるみん (令和7年4月1日 以降の基準) ※6	4
	くるみん (令和4年4月1日 ～令和7年3月31日 までの基準) ※7			3	
	トライくるみん (令和7年4月1日 以降の基準) ※8			3	
	くるみん(平成29 年4月1日～令和4 年3月31日までの 基準) ※9			3	
	トライくるみん (令和4年4月1日 ～令和7年3月31日 までの基準) ※10			3	

	くるみん (平成 29 年 3 月 31 日までの基準) ※11		2
	行動計画 (令和 7 年 4 月 1 日 以降の基準) ※ 4、 12		1
	若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)		4

※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。

※2 女性活躍推進法第 12 条の規定に基づく認定

※3 女性活躍推進法第 9 条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※4 常時雇用する労働者の数が 100 人以下の事業主に限る (計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

※5 次世代法第 15 条の 2 の規定に基づく認定

※6 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令 (令和 6 年厚生労働省令第 146 号。以下「令和 6 年改正省令」という。) による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則 (以下「新施行規則」という。) 第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づく認定

※7 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、令和 6 年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号又は令和 6 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた令和 6 年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に基づく認定 (ただし、※ 9、11 の認定を除く。)

※8 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づく認定

※9 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令 (令和 3 年厚生労働省令第 185 号。以下「令和 3 年改正省令」という。) による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条又は令和 3 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた令和 3 年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条に基づく認定 (ただし、※11 の認定を除く。)

※10 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、令和 6 年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号又は令和 6 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた令和 6 年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に基づく認定

- ※11 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号。以下「平成 29 年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条又は平成 29 年改正省令附則第 2 条第 3 項の規定に基づく認定
- ※12 次世代法第 12 条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 42 号）による改正後の次世代法第 12 条第 5 項の規定に基づき令和 7 年 4 月 1 日以後に策定又は変更を行ったもの

情報管理体制

- ① 受注者は、本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として受注者が収集、整理、作成等した情報であって、東北運輸局が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。以下同様。）を適切に管理するため、次の履行体制を確保するとともに、東北運輸局に対し「情報取扱者名簿」及び「情報管理体制図」（別添様式例）を提出し、東北運輸局の同意を得ること。また、これらに記載した情報に変更がある場合は、予め東北運輸局の同意を得ること。

（確保すべき履行体制）

- ・ 本業務で知り得た保護すべき情報の取扱者は、当該業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。
 - ・ 本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。
 - ・ 東北運輸局が同意した場合を除き、受注者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンス、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の受注者以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。
- ② 本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。ただし、東北運輸局が同意した場合はこの限りではない。
 - ③ 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い（返却・削除等）については、東北運輸局の指示に従うこと。
 - ④ 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等において直ちに東北運輸局へ報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、東北運輸局が行う報告徴収や調査に応じること。

「情報取扱者名簿」及び「情報管理体制図」

- ① 情報取扱者名簿 ※情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。

		氏名	会社名・住所	所属部署	生年月日等
情報管理責任者（※1）	A				
情報管理取扱者（※2）	B				
	C				
業務従事者（※3）	D				
	E				
再委託先等	F				

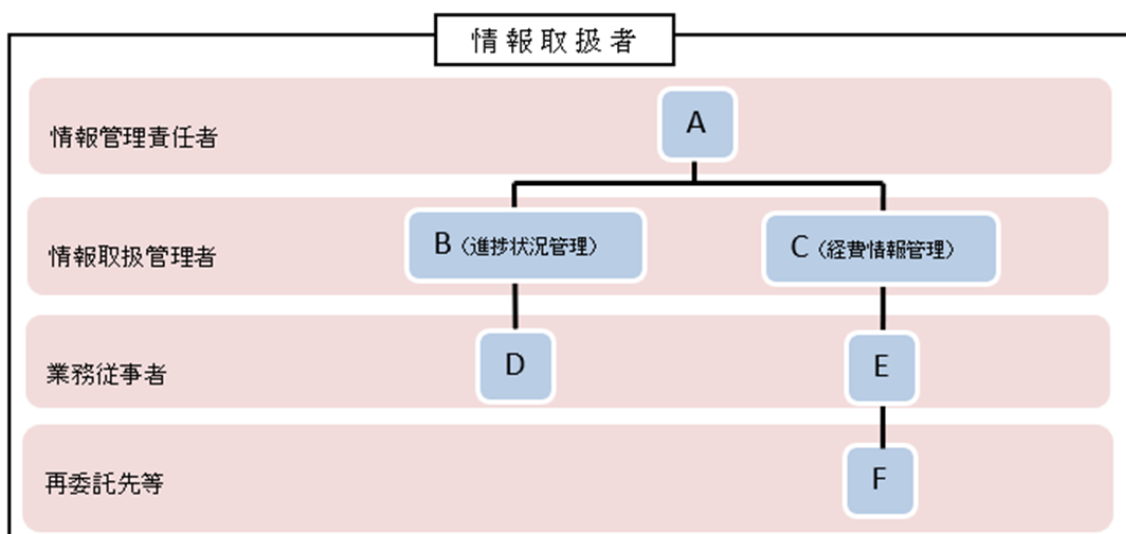
（※1）本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者。

（※2）本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

（※3）本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。

- ② 情報管理体制



※本業務の遂行にあたって、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること（再委託先等も含む）。

③ その他

- ・別途提出している資料により必要な情報を確認できることを担当部局が認める場合には、当該資料で代用することができる。
- ・情報管理規則等の内規を別途添付すること。
- ・必要に応じ、本別紙記載の内容を確認するため追加で提出を求める場合がある。